

雲仙市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査及び行政監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月27日

雲仙市監査委員 佐藤 順也

雲仙市監査委員 藤田 一二

令和7年度

定期監査及び行政監査報告書

令和8年3月

雲仙市監査委員

目 次

1	監査の種別	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査実施期間	1
6	監査実施場所	1
7	監査の方法	1
8	監査の主な着眼点	2
9	監査の結果	2
	(1) 補助金等調査	2
	(2) 実地監査	7
10	考察	7
11	まとめ	8

令和7年度定期監査及び行政監査報告書

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査のテーマ

「補助金等に関する事務の執行について」

3 監査の目的

補助金は、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。その公益性は、国、県の補助制度による補助金以外は、各地方公共団体の責任において判断されることから、社会情勢の変化や時代の変遷による市民の行政ニーズに的確に対応するために、当該地方自治体における政策や施策を実施するための有効な行政ツールとして、絶えず必要性が検証・見直しされるべきである。

本監査は、本市における補助金・交付金及び助成金等（以下「補助金等」という。）の実態を把握し、今後の補助金等交付事務の適正化に資することを目的とする。

4 監査の対象

令和6年度において交付した補助金等のうち、市の一般財源を伴う補助金等（いわゆるトンネル補助を除く。）を対象とする。

5 監査実施期間

令和7年9月下旬～令和8年3月中旬

6 監査実施場所

雲仙市役所監査委員室

7 監査の方法

監査の実施にあたっては、雲仙市監査基準に基づき、監査対象年度の補助金等交付事務に係る事前調査を行い、回答があった全補助金等

に対し、補助金等交付要綱の制定や事務手続等に係る追加調査を行い、その実態について確認を行った。

また、無作為に抽出した補助金等について、関係課に対し、申請から交付までの関係資料等の提出を求め、書類審査並びに関係職員のヒアリング（説明聴取）を行った。

8 監査の主な着眼点

監査にあたっては、主に次の事項を着眼点とした。

- (1) 補助金等交付要綱は制定されているか。
- (2) 補助金等交付申請から確定までの事務（添付書類等）は適切であるか。
- (3) 補助金等の支出に係る事務は適切であるか。
- (4) 補助金等の効果を測定しているか。
- (5) 補助金等の今後の方向性（継続・見直し・廃止）を検討しているか。

9 監査の結果

(1) 補助金等調査

令和6年度に支出した174補助金等の事務手続等について調査を行った。調査項目及び集計結果は以下のとおりである。

I 補助金等の財源について

国費・県費・起債・その他あり	69
一般財源のみ	105

補助金等の財源については、特定財源があるものが69件、一般財源のみのものが105件である。

II 補助金等交付要綱について

① 補助金等交付要綱を制定しているか

制定している	174
制定していない	0

全174件が補助金等交付要綱を制定している。

② 補助金等交付要綱に目的を定めているか

定めている	174
定めていない	0

全174件が補助金等交付要綱に目的を定めている。

③ 補助金等交付要綱に対象経費を定めているか

定めている	171
定めていない	3

補助金等交付要綱に補助金等の対象経費を定めているのが171件、定めていないのが3件である。

④ 補助金等交付要綱に対象経費に対する割合を定めているか

定めている	104
定めていない	70

補助金等交付要綱に補助金等の対象経費に対する割合を定めているのが104件、定めていないのが70件である。

⑤ 補助金等交付要綱に上限を定めているか

定めている	132
定めていない	42

補助金等交付要綱に補助金等の上限を定めているのが132件、定めていないのが42件である。

⑥ 補助金等交付要綱に終期を定めているか

定めている	58
定めていない	116

補助金等交付要綱に補助金等の終期を定めているのが58件、定めていないのが116件である。

Ⅲ 事務手続等について

① 補助金等交付申請書及び資料等を提出させているか

提出させている	173
提出させていない	1

補助金等交付申請書及び必要な添付資料を提出させているのが173件、提出させていないのが1件である。

② 補助金等交付決定においてどのような審査をしているか（複数回答）

書類審査	173
ヒアリング	32
現地調査	15
その他	2

補助金等交付決定において行っている審査は、書類審査が173件、ヒアリングが32件、現地調査が15件、その他が2件である。なお、複数回答があるので合計は一致しない。

③ 補助金等交付決定通知書を通知しているか

通知している	169
通知していない	5

補助金等交付決定通知書を通知しているのが169件、通知していないのが5件である。

④ 補助事業等実績報告書及び資料等を提出させているか

提出させている	149
提出させていない	25

補助事業等実績報告書及び必要な添付資料を提出させているのが149件、提出させていないのが25件である。

⑤ 補助金等交付額確定においてどのような審査をしているか（複数回答）

書類審査	150
ヒアリング	23
現地調査	30
その他	5

補助金等交付額確定において行っている審査は、書類審査が150件、ヒアリングが23件、現地調査が30件、その他が5件である。なお、複数回答があるので合計は一致しない。

⑥ 補助金等交付額確定通知書を通知しているか

通知している	155
通知していない	19

補助金等交付額確定通知書を通知しているのが155件、通知していないのが19件である。

IV 効果の測定、評価等について

① 補助金等の効果を測定しているか

測定している	63
測定していない	111

補助金等の効果を測定しているのが63件、測定していないのが111件である。

② 補助金等の効果を測定するための具体的な指標を定めているか

定めている	60
定めていない	114

補助金等の効果を測定するために具体的な指標を定めているのが60件、定めていないのが114件である。

③ 補助金等の今後の方向性は

そのまま継続	112
見直しの予定	37
廃止	10
未定	15

補助金等の今後の方向性は、そのまま継続が112件、見直しの予定が37件、廃止が10件、未定が15件である。

④ 過去に補助金等の見直しの実績はあるか

ある	72
ない	102

過去に補助金等の見直しの実績があるのが72件、実績がないのが102件である。

⑤ 補助金等で整備した施設・備品等を補助年度以降も確認しているか

確認している	21
確認していない	153

補助金等で整備した施設・備品等を補助年度以降も確認しているのが21件、施設・備品がないものも含め確認していないのが153件である。

⑥ 直近3年間（R4～R6）で補助金等の交付取消・是正措置を命じたことがあるか

ある	2
ない	172

直近3年間で補助金等の交付取消・是正措置を命じたことがあるのが2件、ないのが172件である。

⑦ 直近3年間（R4～R6）で補助金等の一部・全部の返還を命じたことがあるか

ある	14
ない	160

直近3年間で補助金等の一部・全部の返還を命じたことがあるのが14件、ないのが160件である。

⑧ 上記⑦で返還を命じた事例で全額返還はできているか

できている	14
できていない	0

直近3年間で補助金等の返還を命じた14件は、全額返還できている。

(2) 実地監査

令和6年度に交付した補助金等のうち無作為に下記の6課8補助金等を抽出し、関係課に対し、補助金等交付申請から支払いまでの関係資料等の提出を求め、書類審査並びに関係職員のヒアリング(説明聴取)を行った。

No	所管課	補助金名
1	政策企画課	雲仙市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金
2	政策企画課	雲仙市島原鉄道運営維持費補助金
3	地域づくり推進課	雲仙市定住促進奨励補助金 (新築住宅取得補助金)
4	地域づくり推進課	雲仙市若者UIターン家賃補助金
5	危機管理課	雲仙市自主防災組織機能強化補助金
6	建築課	雲仙市老朽危険空き建築物除却支援事業補助金
7	福祉総務課	雲仙市高齢者交通費助成事業
8	環境政策課	雲仙市浄化槽維持管理費助成金

10 考察

書面確認及び実地監査を行った8補助金等(以下「実地監査8件」という。)の結果、「監査の主な着眼点」の各項目における考察は、以下のとおりである。

(1) 補助金等交付要綱は制定されているか。

実地監査 8 件全てにおいて補助金等交付要綱を制定されていた。
全体調査においても、174 件全てにおいて補助金等交付要綱を制定されていた。

(2) 補助金等交付申請から確定までの事務（添付書類等）は適切であるか。

実地監査 8 件は適切に処理され、特に問題は見受けられなかった。一部の補助金等は実績等による交付申請または交付請求となっており、実績報告及び確定通知の省略など事務の効率化も図られていた。

(3) 補助金等の支出に係る事務は適切であるか。

実地監査 8 件は適切に処理され、特に問題は見受けられなかった。

(4) 補助金等の効果を測定しているか。

実地監査 8 件のうち 5 件が効果を測定していた。

全体調査によると、174 件のうち効果を測定しているのが 63 件（36.2%）、効果を測定していないのが 111 件（63.8%）であった。効果を測定していない補助金等については、補助金等の今後の方向性を検討するためにも、補助金等の効果を測定するための評価指標等を定め効果の測定を実施されたい。

(5) 補助金等の今後の方向性（継続・見直し・廃止）を検討しているか。

実地監査 8 件のうち 5 件が見直しを検討し、3 件がそのまま継続としていた。また、6 件については過去に見直しを行っていた。

全体調査によると、174 件のうち過去に見直しを行っているのが 72 件（41.4%）、見直しを行っていなかったのが 102 件（58.6%）であった。特に市の単独事業補助金等で 3 年以上を経過したものについては、雲仙市補助金等の基本方針（平成 28 年 3 月）の、補助金等の見直し方針、見直し基準に基づき、確実な見直しを実施されたい。

1.1 まとめ

実地監査の結果、実地監査 8 件の補助金等交付申請から支払いまでの一連の事務については概ね適正に執行されていた。しかし、限られた人員で事務の効率化を図るためには、改善が必要と見受けられ

る点もいくつか存在した。

補助金等は、公益的な活動の推進や市民活動を活性化するなど、市が団体または個人の行う特定の事務事業に対し、公益上必要がある場合に、事務事業の実施に資するために、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うことにより、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで重要な役割を担っている。

一方で、補助金等の交付が長期化、固定化する傾向も見受けられている。また、市の財政状況は厳しさを増し、人口減少が進む中で、限りある財源を有効かつ効果的に活用するためには、市の全ての事業において精査し、見直しを行うことが急務であり、市においては令和7年11月に財政収支改善プランを策定したところである。

そのような中で、雲仙市補助金等の基本方針（見直し方針・見直し基準・交付基準）に基づき、適正な事務処理による補助金等の効率的な運用につながることを強く望むものである。

<要望事項>

個別の要望事項は下記のとおりである。

(1) 雲仙市定住促進奨励補助金（新築住宅取得補助金）

本補助金は、本市に新築住宅を取得し5年以上定住すること等を誓約した者に対し助成するもので、補助対象者として承認された者につき5年間の補助があり、令和6年度で約340件の補助金交付申請・交付決定・交付請求・支払事務がある。その交付対象者に対し、毎年期限を定めて交付申請書の提出依頼通知を発出し、未提出者には複数回の再通知を行うなど多大な事務負担となっていると思料される。また、5年定住等の条件に反し補助金の交付決定の取消しがあった場合は、補助金の返還事務等も発生する。このような事務を見直し簡素化するためにも、5年定住が確定した後に一括して補助金交付申請を行うなどの制度改正を検討し、事務の効率化に繋げていただきたい。

(2) 雲仙市若者UIターン家賃補助金

本補助金は、本市に転入し2年以上定住すること等を誓約した者に対し助成するもので、補助対象者として承認された者につき24月間（最長3年度）の補助があり、令和6年度で約140件の補助金交付申請・交付決定・交付請求・支払事務がある。その交付対象者に

対し、毎年期限を定めて交付申請書の提出依頼通知を発出し、未提出者には複数回の再通知を行うなど多大な事務負担となっていると思料される。また、2年定住等の条件に反し補助金の交付決定の取消しがあった場合は、補助金の返還事務等も発生する。このような事務を見直し簡素化するためにも、24月間の定住が確定した後に一括して補助金交付申請を行うなどの制度改正を検討し、事務の効率化に繋げていただきたい。

(3) 雲仙市高齢者交通費助成事業

本助成事業は、70歳以上の高齢者がタクシーを利用する場合にその一部を助成するもので、令和6年度で約33,400枚のタクシー券が利用されている。タクシー会社は、月毎に利用されたタクシー券について一覧表にまとめ、利用済のタクシー券と合わせて市へ請求し、市は一覧表と利用済のタクシー券を確認した後助成金を支出している。タクシー会社及び市の担当課においては膨大な事務負担となっていると思料される。このような事務を見直し簡素化するためにも、現状の助成券と同程度の金券として支給するなどの制度改正を検討し、事務の効率化に繋げていただきたい。

(4) 雲仙市浄化槽維持管理費助成金

本助成金は、下水道区域以外で合併浄化槽を設置している者に対し、生活排水の処理の向上及び下水道との負担の平準化を図るため、合併浄化槽の法定検査及び清掃に係る費用の一部について助成するものである。現在の下水道事業は汚水処理に必要な経費を使用料で賄うことができず、多額の一般会計補助金により経営を維持している状況である。そのような中、令和7年度において、その使用料について見直しが行われ、また、将来的には更なる見直しも予想されることである。このようなことから、将来的な市の財政状況等を鑑み、本助成金についても現行の助成の在り方について十分検討していただきたい。